

## 令和9年度新潟県立学校における学習者用端末等販売に係る業務協定 公募型プロポーザル募集要領

この「公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）は、新潟県立高等学校及び中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「県立学校」という。）に入学（中等教育学校は進級）する生徒に向けた、新潟県（以下「県」という。）が実施する「新潟県立学校における学習者用端末等販売に係わる業務」（以下「本業務」という。）に係わる協定締結候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めるものである。

なお、学習者用端末等は、個人負担による購入となるため、県は契約当事者として契約せず、販売に係る協定の締結を行うものである。

### 1 概要

#### (1) 業務協定名

令和9年度新潟県立学校における学習者用端末等販売に係る業務協定

#### (2) 協定の目的

本協定は、県立学校に入学（中等教育学校は進級）する生徒の学校及び家庭での個別最適・協働的な学びの実現を図るため、県が端末等販売事業者及び販売価格を決定のうえ、端末等販売事業者の斡旋を行うことにより、保護者等の教育費の負担軽減を図りつつ、円滑な端末等の販売を実現させることを目的とする。

#### (3) 協定期間

協定締結日から令和9年12月31日（金）までを予定。

#### (4) 学習者用端末1台あたりの販売価格上限額（税込）

70,000円

※価格は端末本体に、ハードウェアキーボード付きカバー、送料を含む。

#### (5) 販売に係る経費の負担

作業用の各種備品、消耗品、ECサイトの構築・運用に係る費用、チラシの作成・郵送に係る費用、ヘルプデスク等の構築・運用に係る費用、電話代等の通信費、各種交通費、マニュアル等の書類作成に必要な経費等は、販売事業者が負担すること。

#### (6) 想定販売台数 12,000台

※ ただし、数量は令和8年6月時点での想定であり、販売台数が減った場合であっても、減った台数を県が補償して購入するものではない。

※ 想定販売台数の内、特別支援学校の想定する台数（令和8年度特別支援学校高等部入学者数：333人）

ア ハードウェアキーボード付きカバー 286台

イ 端末保護ケース 47台

※ 令和8年度入学者数 高等学校・中等教育学校後期課程 11,299人  
特別支援学校高等部 333人

(参考) 地域別在籍生徒数 (1 学年) (R8. 5. 1時点)

上越地域	1, 557人
中越地域	4, 432人
下越地域	5, 324人
佐渡地域	319人

## 2 スケジュール

項目	日程
公告	令和 8 年 6 月 19 日 (金)
質問書提出期限	令和 8 年 6 月 29 日 (月) 正午必着
参加申込書等提出期限	令和 8 年 7 月 8 日 (水) 17時必着
参加資格確認結果通知	令和 8 年 7 月 10 日 (金)
企画提案書提出期限	令和 8 年 7 月 22 日 (水) 17時必着
ヒアリング・審査委員会開催	令和 8 年 7 月 27 日 (月)
審査結果通知	審査後、審査結果を通知
協定締結	審査結果通知以降速やかに

## 3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者 (会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。
- (3) 会社法 (平成17年法律第86号) 第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法 (平成16年法律第75号) 第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例 (平成23年新潟県条例第23号) 第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における ISMS (JISQ27001 (ISO/IEC27001)) 認証及びプライバシーマークまたはいずれかを取得していること。
- (8) 過去5年間 (令和3年度から令和7年度) に都道府県又は市町村に対して学習者用端末等の売買又は賃貸借契約等の契約 (10,000台以上)、または高等学

校段階の学習者用端末の販売協定(3,000台以上)を締結し、履行した実績を有すること。

#### 4 プロポーザルの事前説明

本プロポーザルの実施に当たって、事前説明会は行わない。下記5により質問を受け付け、回答する。

#### 5 募集要領等の内容についての質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付

本募集要領及び仕様書の内容に関して質問がある場合は、別紙様式1「質問書」を提出すること。

① 提出期限 令和8年6月29日(月)正午

② 提出先 下記12問合わせ先に同じ

③ 提出方法 電子メール

・ 電子メールの件名は「(質問)学習者用端末等販売に係る業務協定」とし、送信後、電話連絡を行うこと。

##### (2) 質問に対する回答

令和8年7月3日(金)までに県ホームページに掲載する。ただし、質問者名は公表しない。

#### 6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

##### (1) 参加申込み

以下の資料を各1部提出すること。

##### ① 提出書類

ア 別紙様式2「参加申込書」

※ 共同企業体の場合は、共同企業体構成書(様式2-2)及び委任状(様式2-3)を併せて提出すること。

イ 別紙様式3「会社概要」

※ 法人等の概要が分かるリーフレット等を添付すること。

ウ 別紙様式4「類似業務実績一覧表」

エ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書(未納がないことを証明したもので、提出日の3か月以内に発行されたもの。写しでも可)

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))認証またはプライバシーマーク取得を証明する書類。

※ 共同企業体の場合は、生徒及び保護者に係る個人情報等の機微情報を保持するECサイトまたはシステムを共用する共同運用事業者それぞれについて提出すること。

② 提出期限 令和8年7月8日(水)17時(必着)

- ③ 提出先 下記12問合せ先と同じ
- ④ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（簡易書留に限る。）
  - ・ 電子メールで提出する場合は、電子メールの件名を「（参加申込み）学習者用端末等販売に係る業務協定」とする。また、メール送信後、参加申込みを送信したことを、担当に電話で連絡すること。
  - ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達証明付きの郵便に限る。封筒の表に「～参加申込書類在中」と朱書きすること。

## (2) 提案資格の確認結果通知

提案資格の確認結果については、参加申込書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、参加申込書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ① 交付日時 令和8年7月10日（金）13時以降
- ② 交付方法 電子メール

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

正本1部、副本9部を提出すること。

企画提案書の作成にあたっては、別添「新潟県立学校における学習者用端末等販売に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を踏まえ、以下の内容を記載すること。

- ① 業務実施体制  
機器の調達、納品、保証及びE Cサイトの構築に関する体制を分かりやすく記載すること。共同企業体による提案の場合は、グループを構成する企業が業務の実施上果たす役割及び責任者を記載すること。
- ② 端末機器等の仕様  
提案する端末機器等が仕様書の内容に合致していること及び提案する端末機器等の特徴を記載すること。根拠としてカタログ等の資料を添付すること。
- ③ 端末保証  
保守・保証が仕様書の内容に合致していることを記載すること。端末機器等への保証について付加（バッテリー交換、修理の回数・上限額・盗難等）がある場合は記載すること。保証についてカタログ等の資料がある場合は添付すること。
- ④ 販売価格  
購入費補助を差し引く前の価格を販売価格とする。端末本体、ハードウェアキーボード付きカバー、送料を含めた1台当たりの税込み価格を販売価格として記載すること。  
販売価格は次のア、イの場合について、それぞれ記載すること。  
ア 端末にハードウェアキーボード付きカバーを付けた場合  
イ 端末に端末保護ケースを付けた場合

- ⑤ 購入方法  
提案するECサイトが仕様書の内容に合致していることを記載すること。

ECサイト利用に際して、生徒及び保護者等購入者が理解しやすい簡単な方法で迷うことなく購入できるようにするための方策を示すこと。

ECサイトが利用できない購入者に対する代替手段を提案すること。

- ⑥ 決済手段  
ECサイトを利用する際の決済手段を記載すること。購入者が決済手段を選択できるなど、購入者にとって有益な提案であることが望ましい。
- ⑦ セキュリティ対策  
個人情報管理等のセキュリティ対策について記載すること。
- ⑧ 障害対策  
ECサイトの障害対策について記載すること。
- ⑨ ヘルプデスク  
ヘルプデスクの内容が仕様書に合致していることを示すとともに、ヘルプデスクの特徴について記載すること。
- ⑩ スケジュール  
ECサイトの設計・構築から開設までのスケジュール及び情報端末等の購入申込から販売から納品までのスケジュールを記載すること。

(2) 提出期限

令和8年7月22日（水） 17時（必着）

(3) 提出部数等

10部提出すること。（正本1部、副本9部）

- ① 用紙サイズはA4版横とする。
- ② 表紙に「新潟県立学校における学習者用端末等販売に係る業務企画提案書 会社名」と記載し、次ページに目次を設けること。
- ③ 企画提案書は表紙、目次を含み、全20ページ（A4用紙裏表10枚）までとし、製本すること。

(4) 提出先

下記12 問合せ先に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）なお、持参の場合の受付時間は、新潟県庁の閉庁日を除く平日の9時から17時までとする。

(6) 留意事項

- ① 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ② 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- ③ 提出期限以降、内容の差替、追加提出は認めない。
- ④ 県が必要と認める場合には、追加提出を求めることができる。
- ⑤ 提出された書類は、返還しないものとする。
- ⑥ 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、参加を表明した

- 者に無断で使用しないものとする、
- ⑦ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲内において参加を表明した者に通知することなく複製することがある。

## 8 ヒアリングの実施

提出された企画提案書に基づき協定締結候補者を特定するため、提案者は、審査委員会において、企画提案書の説明と審査委員からの質問等からなるヒアリングを受けるものとする。

ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された企画提案書による第1次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で行うことがある。

### (1) 実施日時

令和8年7月27日（月）に実施する。

実施の詳細は、参加申込みをした者に対して、別途通知する。

### (2) 実施方法

- ① 事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。審査会への参加者は3名までとする。
- ② 企画提案書の説明は1者20分以内とする。質疑応答時間は10分以内とする。
- ③ 原則として、対面により実施する。ただし、オンライン会議システムを利用した参加も可能とする。オンライン会議システム利用希望の有無は、参加申込書に記載すること。
  - ※ オンライン会議システムは、「Zoom」を利用する。
  - ※ 説明時にプロジェクタやパソコン等の電子機器の使用は可能とする。なお、会場には、プロジェクタ及びHDMIケーブルを準備しており、利用が可能。
- ④ 説明資料としてスライドを用いる場合は企画提案書への記載内容を原則とする。ただし、拡大、マーカー等による表現、ECサイトイメージのデモンストレーションを認める。

## 9 審査要領

### (1) 審査の方法

審査委員会が(2)に定める審査基準に基づき、提出された企画提案書及びヒアリングの内容を審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合には販売価格の安価な者を最優秀提案者とする。さらに、最高点の者が複数おり、販売価格が同一である場合には、審査委員合議の上これを決定する。

なお、本業務の審査委員会に参加を希望する者が1者だった場合でも審査を実施する。

## (2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
1 業務実施体制	機器の調達、納品、保証及びE Cサイトの構築・運営に関する体制が分かりやすく記載されている。 共同企業体による提案の場合は、グループを構成する企業が業務の実施上果たす役割及び責任者が記載されている。	5
2 端末機器等の仕様	提案する端末機器等が仕様書の内容に合致していること及び端末機器等の特徴を提示している。	5
3 端末保証	提案する保証が仕様書の内容に合致していることが記載されている。 端末機器等への保証について付加（バッテリー交換、修理の回数・上限額・盗難等）があれば評価する。	15
4 販売価格 ※購入費補助を差し引く前の価格	購入者がより購入しやすい価格（税込）となっている。 なお、7（1）④に示すア（端末、ハードウェアキーボード付きカバー、送料）を審査対象とする。	30
5 購入方法	提案するE Cサイトが仕様書の内容に合致していること及び購入者が迷うことなく購入できるようにするための方策が記載されている。E Cサイトが利用できない購入者に対する代替手段が記載されている。	15
6 決済手段	購入者にとって有益な決済手段について記載されている。追加の決済方法があれば評価する。	5
7 セキュリティ対策	提案するE Cサイトの運営及び購入者の利用に際して講じる個人情報管理等のセキュリティ対策が記載されている。	5
8 障害対策	提案するE Cサイトの障害対策及びフローが記載されている。	5
9 ヘルプデスク	提案するヘルプデスクが仕様書の内容に合致していることが記載されている。 購入者にとって有益なサポート手段があれば評価する。	5
10 スケジュール	E Cサイトの設計・構築から開設までのスケジュール及び情報端末等の購入申込から納品まで適正かつ確実に履行するためのスケジュールが記載されている。	10
合計		100点

注)・審査項目4以外の項目の評価方法は、(優)A,B,C,D,E(劣)の5段階評価とし、評価に応じて審査項目ごとに評点を算出する。

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.5
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.3
E(劣っている)	項目の配点 × 0.2

・審査項目4「販売価格」の評価方法は、販売価格帯に応じて6段階評価として、評点を算出する。

評価	評点
A ~67,500円	30
B 67,501~68,000円	25
C 68,001~68,500円	20
D 68,501~69,000円	15
E 69,001~69,500円	10
F 69,501~70,000円	5

・満点は100点、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入

## 10 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、提案者それぞれに文書で通知するとともに、県ホームページで公表する。
- (2) 審査内容は公表しない。
- (3) 参加者は、審査結果について意義の申立てをすることができない。  
ただし、上記(1)の通知を受けた者のうち、最優秀提案者に決定されなかった者については、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により決定されなかった理由について説明を求めることができる。

## 11 協定の締結及び補助金交付手続き

### (1) 協定の締結

本調達は、個人負担による購入となるため、県は契約当事者として契約せず、販売に係る協定の締結を行う。

審査会で選定された最優秀提案者を協定締結候補者(以下「事業者」と言う。)とし、県と事業者との間で協議を行い、企画提案書の内容を踏まえて仕様及び販売価格、協定内容を決定し、令和9年度の県立学校における学習者用端末等の販売に係る協定を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定でいずれかに該当することとなった場合、協定の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 購入支援金交付手続き

保護者負担軽減のための端末購入費用の一部または端末販売価格相当の金額の購入支援金を、事業者に対する補助金として支出するため、県に対して交付手続きを行うこととする。

12 提出先及び問合せ先

新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当（新潟県庁行政庁舎15階）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 025 - 280 - 5634（直通）

E-mail ngt500050@pref.niigata.lg.jp

13 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加申込書提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、参加を表明した者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 失格事項  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
  - ① 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
  - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず提出した者
  - ③ 書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ④ 期限後に提案書を提出した者